# ご投資にあたってのご留意事項

- ■本債券は預金ではなく、三菱UFJ銀行が元本を保証するものではありません。また、預金保険制度の対象 ではありません。
- ■本債券をご購入される場合には、購入対価(売出価格×申込数量)のみをお支払いいただくことになります。 なお、購入対価には、引受・販売・管理に関する役務の対価相当額が含まれており、その合計額は購入対価 の1.30%となっております(市場環境等により1.30%を下回ることがあります)。また、その他に目論見書 等各種書面・資料の作成に係る費用等が含まれますが、その上限額は購入対価の0.10%となっております。
- 外貨建債券のお取引には、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が決定する基準為替レートに、通貨ごとに 設定した為替スプレッド(米ドルの場合は最大50銭、豪ドルの場合は最大80銭)を反映した為替レートを 適用いたします。したがって、為替相場に変動がない場合でも、投資元本を割り込むことがあります。
  - ・円貨から外貨への適用為替レート=基準為替レート+為替スプレッド
  - ・外貨から円貨への適用為替レート=基準為替レートー為替スプレッド

適用為替レートは日中も変動しますので、三菱UFJ銀行の窓口までお問い合わせください。

- 払込金・利金・償還金とも外貨建てです。本債券は海外発行の債券であるため、利金・償還金のお支払いは 各利払日・償還日の翌営業日以降となります。特にお申し出がない場合、利金・償還金は円貨でのお受け 取りとなります。外貨でのお受け取りを希望される場合は、お手続きが必要となります。くわしくは 三菱UFJ銀行の窓口までお問い合わせください。
- 販売額には限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。また市場環境の変化等その他の理由に より、販売が中止となる可能性があります。
- 個人のお客さまの場合、利子所得、売却損益および償還差損益は申告分離課税の対象となります。また、 将来において税制改正が行われた場合は、それに従うことになります。くわしくは税理士等の専門家に お問い合わせください。
- 当資料の内容は、対象となる本債券の情報をお知らせするものです。本債券および発行者の詳細 は目論見書に記載されております。お申し込みにあたっては三菱UFJ銀行より目論見書および契約 締結前交付書面をお渡ししますので、必ず十分ご確認のうえ、ご投資の最終決定はお客さまご自身で なされるようお願いいたします。

# 三菱UFJ銀行からのご留意事項

- ■本債券は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の委託を受けた三菱UFJ銀行が、金融商品仲介を行う登録 金融機関として、お客さまの買付の媒介を取り扱うものです。
- お申し込みに際しては、あらかじめ金融商品仲介□座(三菱UFJモルガン・スタンレー証券の証券取引 口座) および外国証券取引口座の開設が必要です。口座開設のお手続きは三菱UFJ銀行の窓口で 承ります(お取引口座は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に開設されます)。開設には数日かかります ので、お早めにお手続きくださいますようお願いいたします。また、ご購入いただいた本債券は三菱UFJ モルガン・スタンレー証券でのお預かりとなります。
- 金融商品仲介において適用される為替レートと三菱UFJ銀行のその他のお取引において適用される為替 レートは異なる場合があります。
- 本債券に関する価格情報については、三菱UFJ銀行までお問い合わせください。
- ■本債券をお取引いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を与えること はありません。
- 本債券の買付代金に充当するための借り入れを前提としたお申し込みはお受けできません。
- ■個人のお客さまの場合、原則として成年のご本人さまによるお取引とさせていただきます。

── お申し込みにあたっては、必ず目論見書および契約締結前交付書面をご覧ください。 ──

金融商品仲介を行う登録金融機関

登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号

株式会社三菱UFJ銀行

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

|金融商品仲介業務を行う当行の苦情処理措置および紛争解決措置| 一般社団法人 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 月~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く) 証券・金融商品あっせん相談センター 0120-64-5005 月~金曜日 9:00~17:00 (祝日・12/31~1/3等を除く)

### 2025年10月27日現在 251020-014901

# トヨタ モーター クレジット コーポレーション

# 2030年10月21日満期(期間約4年11ヵ月)

# 米ドル建社債 🔤

# 豪ドル建社債 🔭

2.80%~4.80%

3.20%~5.20%

(税引前·仮条件\*) **米ドル建ベース** 

(税引前・仮条件\*) 豪ドル建ベース

※最終的に決定される年利率は、上記仮条件の範囲外となる可能性があります。年利率は2025年11月14日(金)までに決定される予定です。

- トヨタ モーター クレジット コーポレーション ■償還価格 額面金額の100%
- ■売出価格 額面金額の100%
- ■申込単位 1.000通貨単位
- ■発 行 日 2025年12月1日(月)
- ■償 還 日 2030年10月21日(月)
- ■利 払 日\*1年2回/毎年4月·10月の各21日 (初回利払日:2026年4月21日(火))
- ■申込期間 2025年11月17日(月)~2025年12月1日(月)
- 2025年12月2日(火)
- 付\*2 A+(S&P) A1 (Moody's) プログラムの長期格付 (2025年10月20日現在)
- \*1 利払日が営業日でない場合、支払日は原則、翌営業日となります。営業日については目論見書をご参照ください。
- \*2 格付について
  - 本格付は、今後見直しが行われる可能性があります。
  - Moody'sは、金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者としての登録をしていない格付業者です。

## お申込期間:2025年11月17日(月)~2025年12月1日(月) ご購入希望等は、2025年11月12日(水)までに窓口までお知らせください。

# 本債券の主なリスク

価格変動 リスク

本債券の価格は、市場金利の変動や発行者の信用状況の変化等により上下します。 したがって、償還前に売却する場合の価格は購入価格を下回ることがあり、また、これにより 投資元本を割り込むことがあります。

為替変動 リスク

本債券の元利金は外貨建てですので、円換算した場合の受取額は為替相場の変動の影響を 受けます。また、これにより円換算した償還価額または売却価額は、円換算した投資元本を 割り込むことがあります。

信用 リスク

本債券は、発行者または保証会社等の信用状況に変化が生じた場合、本債券の市場価格が 変動することによって損失が生じるおそれがあります。

裏面にご投資にあたってのご留意事項等を記載しております。必ずご覧ください。 お問い合わせ・目論見書のご請求は、三菱UFJ銀行の金融商品仲介取扱窓口まで

委託金融商品取引業者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、

一般社団法人 金融先物取引業協会、

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

三菱UFJ銀行

世界が進むチカラになる。



## 発行者概要

トヨタ モーター クレジット コーポレーション(TMCC)は、トヨタ自動車が、100%子会社であるトヨタファイナンシャルサービス株式会社を通して間接的に 100%所有しています。TMCCはトヨタ車およびレクサス車の認定ディーラーまたはディーラー・グループ、プライベートブランドのディーラーまたはディーラー・グループ、またそれらより少数であるが、その他の米国産車および輸入車のフランチャイズ・ディーラーならびにアメリカ合衆国およびプエルトリコに おけるこれらディーラーの顧客に対して、様々な金融商品ならびに任意自動車補償商品および支払補償に係る商品およびサービスを提供しています。 出所: 有価証券報告書(2025年3月期)

※上記発行者概要は公開情報に基づき作成されておりますが、内容の確実性あるいは完全性を保証するものではありません。 また、本資料に記載された情報は今後通知なく変更される場合があります。

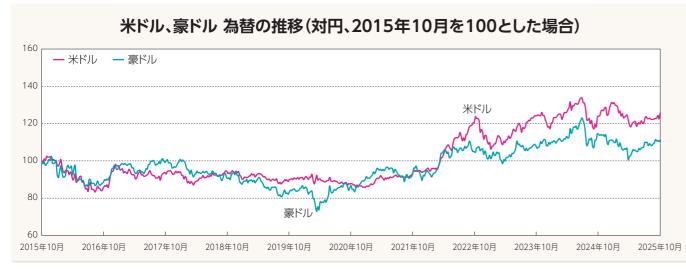
## 〈ご参考〉為替相場の推移

以下のグラフは、過去の為替相場の推移を表すものであり、将来の動向を示唆するものではありません。

出所:Bloomberg L.P.より三菱UFJモルガン・スタンレー証券作成







## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。 これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

#### 1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を 保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告 徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

#### 2. 無登録の格付会社の例について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

#### S&Pグローバル・レーティング

## ■格付会社グループの呼称について

S&Pグローバル・レーティング

■同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (http://www.spglobal.co.jp/ratings)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情

報」(http://www.spglobal.co.jp/unregistered)に掲載されております。

### ■信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pプローパル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

#### ムーディーズ

#### ■格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・レーティングス

■同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト(https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news)の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

## ■信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングス(以下、「ムーディーズ)といいます。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な 品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、 ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

#### フィッチ・レーティングス

### ■格付会社グループの呼称について

フィッチ・レーティングス

#### ■同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (https://www.fitchratings.com/ja)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

#### ■信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチ・レーティングス(以下、「フィッチ」といいます。)の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2025年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上